

# 裁判員制度に対する疑問にお答えします！

来年の5月21日から裁判員制度がスタートします！

スタートが間近に迫ってきたこの時期、国民の皆さんから多く寄せられるご質問にお答えします。

## 裁判員制度は、どのような制度ですか？

裁判員制度は、国民の皆さんの中から選ばれた6人が、裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑にするかを決めるという裁判です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に、国民の皆さんの視点や感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解がより深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

## 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？

「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできませんが、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ著しい損害が生ずるおそれがある場合には、辞退することができます。辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、お勤め先の規模や、代わりの人がいるのか、裁判員として参加することが事業にどの位影響があるのかなどを考慮することになります。裁判員になる方の負担ができるだけ少なくなる制度にしていきたいと考えておりますので、裁判員に選ばれた場合にはご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 裁判員（候補者）になったら、日当や交通費はもらえますか？

裁判員や裁判員候補者等になって裁判所に来られた方には、旅費（交通費）と日当が支払われます。

旅費として、鉄道（JR、私鉄、地下鉄、モノレール、路面電車、新交通システム等）運賃、船舶運賃、航空運賃が支払われます。また、鉄道・船・飛行機以外の区間は、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。旅費の額は、原則として、最も経済的な（安価な）経路・交通手段で計算されますので、実際にかかった交通費と一致しないこともあります。

日当の具体的な額は、選任手続や審理・評議などの時間に応じて、裁判員候補者・選任予定裁判員については1日当たり8,000円以内、裁判員・補充裁判員については1日当たり1万円以内で、決められます。たとえば、裁判員候補者の方については、選任手続が午前中だけで終わり、裁判員に選任されなかった場合は、最高額の半額程度が支払われるものと思われます。また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない方には、宿泊料も支払われます。

## 裁判員は何日間ぐらい裁判に参加するのですか？ また、裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）が行われます。また、できるだけ連日的に開廷することになっていますので、約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています。事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります（約2割の事件が4日又は5日、約1割の事件が6日以上）。1日にどのくらいの時間裁判を行うかは、事件ごとに異なりますが、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、その都度決めていくことになります。ただ、丸1日かかる事件でも、裁判の前後に裁判員と裁判官との打合せをすることが考えられますし、昼食時間も当然ありますので、法廷で裁判が行われる時間は、通常は1日5時間程度と考えられます。



## 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれたりしませんか？

事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっています。不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。

詳しくは、裁判員制度ウェブサイトでも紹介しています（<http://www.saibanin.courts.go.jp/>）